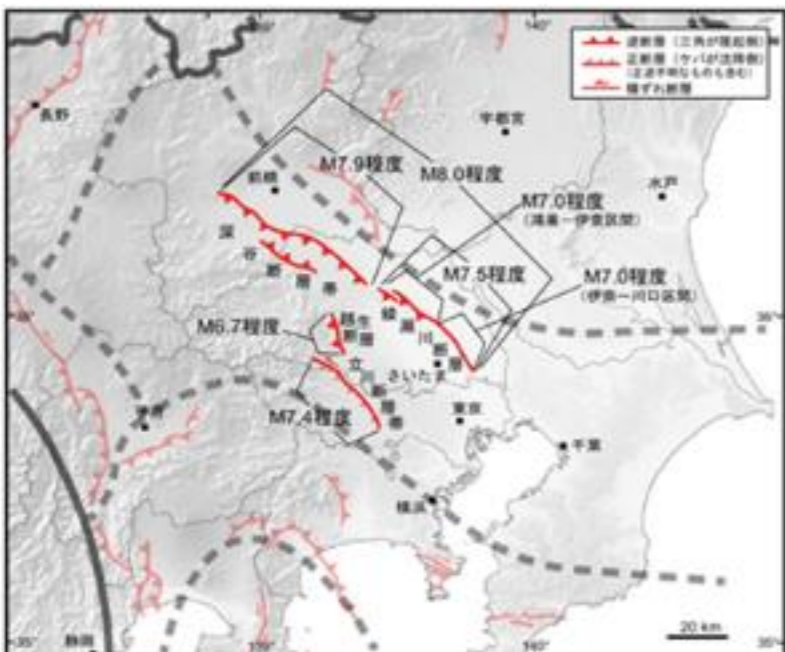
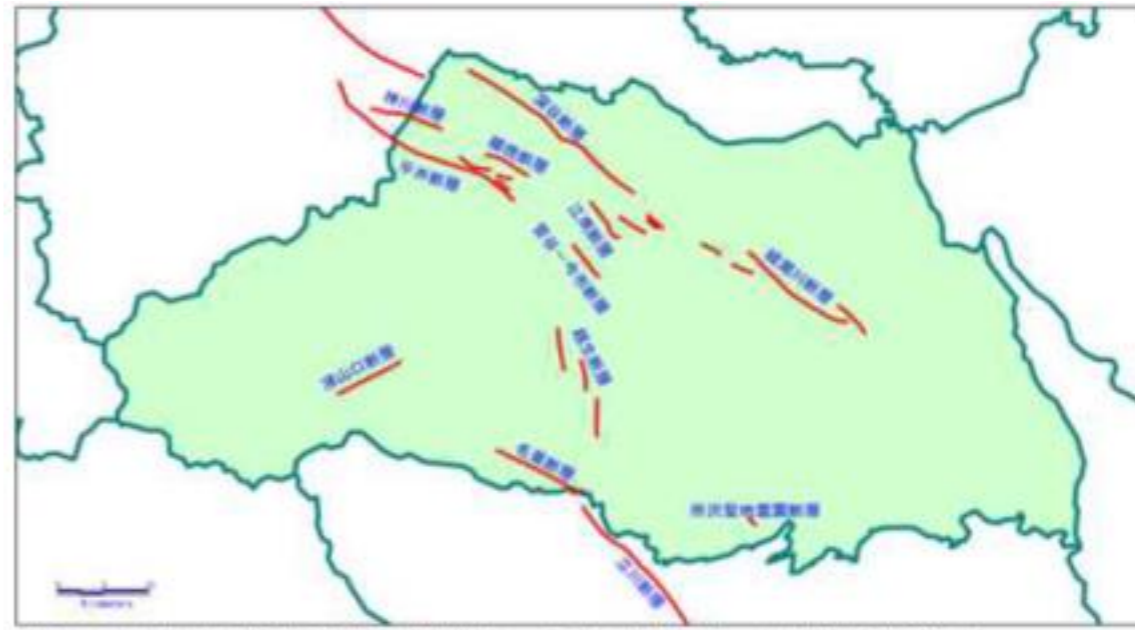


秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧				
<p>第1編 総則 (P. 1-10)</p> <p>第2節 防災関係機関の役割分担</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="290 556 1350 913"> <tr> <td data-bbox="290 556 519 913">東京管区気象台 (熊谷地方気象台)</td> <td data-bbox="519 556 1350 913"> (1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (6) <u>災害時等に地方自治体へ諸金を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供および解説・防災対策への助言を行う(気象庁防災対応支援チーム、JETT)</u> </td> </tr> </table>	東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (6) <u>災害時等に地方自治体へ諸金を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供および解説・防災対策への助言を行う(気象庁防災対応支援チーム、JETT)</u>	<p>第1編 総則 (P. 1-10)</p> <p>第2節 防災関係機関の役割分担</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1626 556 2686 913"> <tr> <td data-bbox="1626 556 1855 913">東京管区気象台 (熊谷地方気象台)</td> <td data-bbox="1855 556 2686 913"> (1) 気象、地象、<u> </u>水象の観測<u>及び</u>その成果の収集、<u> </u>発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、<u> </u>水象の予報、<u> </u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (6) <u>(追加)</u> </td> </tr> </table>	東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) 気象、地象、 <u> </u> 水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u> </u> 発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、 <u> </u> 水象の予報、 <u> </u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (6) <u>(追加)</u>
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (6) <u>災害時等に地方自治体へ諸金を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供および解説・防災対策への助言を行う(気象庁防災対応支援チーム、JETT)</u>				
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) 気象、地象、 <u> </u> 水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u> </u> 発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、 <u> </u> 水象の予報、 <u> </u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (6) <u>(追加)</u>				
<p>(P. 1-26)</p> <p>第4節 秩父市の防災環境</p> <p>第2 自然環境の特性</p> <p>3 活断層</p> <p>■ 県の活断層</p> 	<p>(P. 1-26)</p> <p>第4節 秩父市の防災環境</p> <p>第2 自然環境の特性</p> <p>3 活断層</p> <p>■ 県の活断層</p>  <p>出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月、埼玉県防災会議)</p>				

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧
----------	----------

■地震調査研究推進本部が公表した県内の断層帯の評価の概要

表8 関東山地-関東平野の活断層の将来の活動の可能性

活断層のくくり (村域)	評価単位区間 (村域)	評価単位区間が単独で活動する場合				複数区間が同時に活動する場合	
		地震の規模 (マグニチュード)	地震発生頻度	30年以内における固有規模の地震発生確率(%)	30年以内における地震で検討を要するにたい地震の発生確率(%)	地震の規模	地震発生確率(%) (30年以内)
深谷断層帯	深谷断層帯	7.5程度	0.2-0.6	1/100-0.1	0.06-0.1	7.5程度 (綾瀬川断層全体が同時に活動)	-
綾瀬川断層	鴻巣-伊東区間	7.0程度	0.1-0.3	ほぼ0	0.02-0.03	8.0程度 (深谷断層帯と綾瀬川断層全体が同時に活動)	-
	伊東-川口区間	7.0程度	不明	不明	0.04		
越生断層	越生断層	6.7程度	不明	不明	0.05	-	-
立川断層帯(注2)	立川断層帯	7.4程度	0.9-2.0	0.5-2	0.1	-	-

※断層の長さに基づいて地震の規模を評価した結果がM6.8以下となる場合、ここでは地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(2010)に従い、地震の規模の下限M6.8を用いて評価している(注8)。

■地震調査研究推進本部が公表した県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動期間 最新活動時期
			30年以内	50年以内	100年以内	
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5%~2%	0.0%~4%	2%~7%	10000年-15000年程度 約2000年-13000年前
関東平野北西縁断層帯 (注1)	深谷断層、江南断層、 綾瀬川断層(北部)	8.0程度	1/1000~ 1/5000	1/1000~ 1/500	1/1000~ 1/500	13000年-30000年程度 約6200年-2500年前
関東平野北西縁断層帯 (平井-栗原断層帯)	平井断層、神川断層、 橋渡断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯(綾瀬川断層)	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月、埼玉県防災会議)

注)※ 確実度Ⅰ:活断層であることが確実なもの。
確実度Ⅱ:活断層であると推定されるもの。
確実度Ⅲ:活断層の疑いのあるリニアメント。

(P. 1-29)

5 気象

■観測史上1~5位の値(年間を通じての値)

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量(mm)		519.7 (1947/9/15)	511.0 (2019/10/12)	422.2 (1928/7/31)	394.0 (1999/8/14)	350.4 (1941/7/22)	1926/1 2024/2
日最大10分間降水量(mm)		39.6 (1952/7/4)	30.7 (1928/9/16)	24.5 (2015/7/28)	23.5 (1977/7/7)	23.2 (1950/8/10)	1926/1 2024/2
日最大1時間降水量(mm)		78.0 (1947/9/15)	76.5 (2015/7/28)	76.0 (1989/9/23)	75.5 (2016/8/22)	72.0 (1959/9/26)	1926/1 2024/2
年降水量の多い方から(mm)		2444.2 (1928)	2070.6 (1938)	1966.0 (1991)	1887.2 (1950)	1868.1 (1948)	1926年 2024年
年降水量の少ない方から(mm)		779.0 (1973)	818.5 (1987)	866.0 (1984)	885.5 (1978)	901.0 (1997)	1926年 2024年
日最高気温の高い方から(℃)		39.3 (1994/8/7)	39.2 (2018/7/23)	39.1 (1997/7/6)	39.0 (1990/7/19)	38.7 (2001/7/13)	1926/1 2024/2
日最低気温の低い方から(℃)		-15.8 (1954/1/27)	-14.5 (1954/1/28)	-14.4 (1945/2/23)	-14.0 (1936/1/31)	-13.8 (1945/2/5)	1926/1 2024/2
日最大風速・風向(m/s)		19.6 北西 (1952/7/4)	18.2 南南東 (1966/9/25)	17.6 北 (1952/6/27)	16.5 北西 (1955/2/20)	16.1 北 (1938/9/1)	1926/1 2024/2
日最大瞬間風速・風向(m/s)		35.5 南東 (1966/9/25)	31.8 北西 (1952/7/4)	31.2 南東 (1982/8/2)	28.7 南 (1959/9/27)	28.2 南東 (1965/9/17)	1951/1 2024/2

資料) 秩父特別地域気象観測所(秩父市____、1926年1月1日観測開始)

(P. 1-29)

5 気象

■観測史上1~5位の値(年間を通じての値)

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量(mm)		519.7 (1947/9/15)	511.0 (2019/10/12)	422.2 (1928/7/31)	394.0 (1999/8/14)	350.4 (1941/7/22)	1926/1 2020/7
日最大10分間降水量(mm)		39.6 (1952/7/4)	30.7 (1928/9/16)	24.5 (2015/7/28)	23.5 (1977/7/7)	23.2 (1950/8/10)	1926/1 2020/7
日最大1時間降水量(mm)		78.0 (1947/9/15)	76.5 (2015/7/28)	76.0 (1989/9/23)	75.5 (2016/8/22)	72.0 (1959/9/26)	1926/1 2020/7
年降水量の多い方から(mm)		2444.2 (1928)	2070.6 (1938)	1966.0 (1991)	1887.2 (1950)	1868.1 (1948)	1926年 2020年
年降水量の少ない方から(mm)		779.0 (1973)	818.5 (1987)	866.0 (1984)	885.5 (1978)	901.0 (1997)	1926年 2020年
日最高気温の高い方から(℃)		39.3 (1994/8/7)	39.2 (2018/7/23)	39.1 (1997/7/6)	39.0 (1990/7/19)	38.7 (2001/7/13)	1926/1 2020/7
日最低気温の低い方から(℃)		-15.8 (1954/1/27)	-14.5 (1954/1/28)	-14.4 (1945/2/23)	-14.0 (1936/1/31)	-13.8 (1945/2/5)	1926/1 2020/7
日最大風速・風向(m/s)		19.6 北西 (1952/7/4)	18.2 南南東 (1966/9/25)	17.6 北 (1952/6/27)	16.5 北西 (1955/2/20)	16.1 北 (1938/9/1)	1926/1 2020/7
日最大瞬間風速・風向(m/s)		35.5 南東 (1966/9/25)	31.8 北西 (1952/7/4)	31.2 南東 (1982/8/2)	28.7 南 (1959/9/27)	28.2 南東 (1965/9/17)	1951/1 2020/7

資料) 秩父特別地域気象観測所(秩父市上町3丁目21番38号、1926年1月1日観測開始)

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧																																								
<p>(P. 1 - 3 5)</p> <p>第5節 計画の前提条件及び基本方針</p> <p>第1 地震被害想定</p> <p>1 想定地震</p> <p>■想定地震とその概要</p> <table border="1" data-bbox="290 615 1368 1079"> <thead> <tr> <th>地震のタイプ</th> <th>想定地震名</th> <th>マグニチュード</th> <th>想定概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">海溝型地震</td> <td>東京湾北部地震</td> <td>7.3</td> <td rowspan="2">フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%</td> </tr> <tr> <td>茨城県南部地震</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>元禄型関東地震</td> <td>8.2</td> <td>過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活断層型地震</td> <td>関東平野北西縁断層帯地震</td> <td>8.1</td> <td>深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率 <u>（深谷断層帯）：0%～0.1%</u></td> </tr> <tr> <td>立川断層帯地震</td> <td>7.4</td> <td>最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%</td> </tr> </tbody> </table>	地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要	海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%	茨城県南部地震	7.3	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%	活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率 <u>（深谷断層帯）：0%～0.1%</u>	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%	<p>(P. 1 - 3 5)</p> <p>第5節 計画の前提条件及び基本方針</p> <p>第1 地震被害想定</p> <p>1 想定地震</p> <p>■想定地震とその概要</p> <table border="1" data-bbox="1626 615 2683 1071"> <thead> <tr> <th>地震のタイプ</th> <th>想定地震名</th> <th>マグニチュード</th> <th>想定概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">海溝型地震</td> <td>東京湾北部地震</td> <td>7.3</td> <td rowspan="2">フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%</td> </tr> <tr> <td>茨城県南部地震</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>元禄型関東地震</td> <td>8.2</td> <td>過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活断層型地震</td> <td>関東平野北西縁断層帯地震</td> <td>8.1</td> <td>深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率 <u>：0%～0.008%</u></td> </tr> <tr> <td>立川断層帯地震</td> <td>7.4</td> <td>最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%</td> </tr> </tbody> </table>	地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要	海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%	茨城県南部地震	7.3	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%	活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率 <u>：0%～0.008%</u>	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%
地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要																																						
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%																																						
	茨城県南部地震	7.3																																							
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%																																						
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率 <u>（深谷断層帯）：0%～0.1%</u>																																						
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%																																						
地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要																																						
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%																																						
	茨城県南部地震	7.3																																							
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%																																						
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率 <u>：0%～0.008%</u>																																						
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%																																						
<p>(P. 1 - 4 0)</p> <p>第3 秩父市における防災の方針</p> <p>1 地震災害</p> <p>(1) 県の震災対応の方針</p> <p>(前段落)</p> <p>このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～<u>0.1%</u>と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけた。</p> <p>(以降略)</p>	<p>(P. 1 - 4 0)</p> <p>第3 秩父市における防災の方針</p> <p>1 地震災害</p> <p>(1) 県の震災対応の方針</p> <p>(前段落)</p> <p>このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～<u>0.008%</u>と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけた。</p> <p>(以降略)</p>																																								

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧
<p>第2編 災害予防計画 (P. 2-68)</p> <p>第2章 被害防止t外柵の推進</p> <p>第4節 土砂災害の予防</p> <p>1 山地災害の予防</p> <p>(4) 警戒避難体制の整備</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報の活用 (前段略)</p> <p>なお、<u>「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改訂、内閣府)においては、「土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報「土砂災害」)の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。」とされている。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 (P. 2-67)</p> <p>第2章 被害防止t外柵の推進</p> <p>第4節 土砂災害の予防</p> <p>1 山地災害の予防</p> <p>(4) 警戒避難体制の整備</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報の活用 (前段略)</p> <p>なお、<u>「土砂災害警戒避難ガイドライン」(平成27年4月改訂、国土交通省砂防部)の改訂に伴い、「土砂災害警戒情報が発表された場合、市町村は、直ちに避難指示等が発令することを基本とする。」と改められた。</u></p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧																																							
<p>第3編 災害応急対策計画 (P. 3-38)</p> <p>第1章 震災応急対策</p> <p>第2節 初動対応期の災害応急対策活動</p> <p>第1 地震に関する情報の収集・伝達</p> <p>1 地震情報の収集</p> <p>■【参考】地震情報について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一層だけ発表 ・津波警報・注意報発表時(遠地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生</td> <td>地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見直し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</td> </tr> <tr> <td>地震活動図</td> <td>・定期(毎月初旬)</td> <td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況と取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td> </tr> <tr> <td>透明地震概況</td> <td>・定期(毎週金曜)</td> <td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一層だけ発表 ・津波警報・注意報発表時(遠地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。	地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見直し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況と取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	透明地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。	<p>第3編 災害応急対策計画 (P. 3-38)</p> <p>第1章 震災応急対策</p> <p>第2節 初動対応期の災害応急対策活動</p> <p>第1 地震に関する情報の収集・伝達</p> <p>1 地震情報の収集</p> <p>■【参考】地震情報について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。 埼玉県地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の3区分で表し、本市は「秩父地方」に属する。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。 埼玉県地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の3区分で表し、本市は「秩父地方」に属する。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
解説資料等の種類	発表基準	内容																																						
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一層だけ発表 ・津波警報・注意報発表時(遠地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。																																						
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見直し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。																																						
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況と取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																																						
透明地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。																																						
種類	発表基準	内容																																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。 埼玉県地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の3区分で表し、本市は「秩父地方」に属する。																																						
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																																						
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																						
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																																						
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																						
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																						
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																						

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧
<p>(P. 3-75)</p> <p>第13 食料の供給</p> <p>2 食料の確保・輸送</p> <p>(8) 米穀の調達</p> <p>イ 県を通じた調達</p> <p>アのみでは不足する場合、知事に調達を要請する。 また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省 農産局 又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知)に基づき政府所有米の緊急引渡しを要請する。</p>	<p>(P. 3-75)</p> <p>第13 食料の供給</p> <p>2 食料の確保・輸送</p> <p>(8) 米穀の調達</p> <p>イ 県を通じた調達</p> <p>アのみでは不足する場合、知事に調達を要請する。 また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省 政策統括官 又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知)に基づき政府所有米の緊急引渡しを要請する。</p>
<p>(P. 3-123~130)</p> <p>第5節 火山噴火降灰対策</p> <p>(前文略)</p> <p><u>1 火山噴火に関する知識の普及</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>2 応急活動体制の確立</u></p> <p><u>3 情報の収集・伝達</u></p> <p><u>4 避難所の開設・運営</u></p> <p><u>5 医療救護</u></p> <p><u>6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</u></p> <p><u>7 農業者への支援</u></p> <p><u>8 降灰の処理</u></p> <p><u>9 広域一時滞在</u></p> <p><u>10 物価の安定、物資の安定供給</u></p>	<p>(P. 3-125~128)</p> <p>第5節 火山噴火降灰対策</p> <p>(前文略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>1 応急活動体制の確立</u></p> <p><u>2 情報の収集・伝達</u></p> <p><u>3 避難所の開設・運営</u></p> <p><u>4 医療救護</u></p> <p><u>5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</u></p> <p><u>6 農業者への支援</u></p> <p><u>7 降灰の処理</u></p> <p><u>8 広域一時滞在</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧																								
<p>(P. 3 - 1 5 6)</p> <p>第2章 風水害・雪害応急対策</p> <p>第2節 警戒活動期の災害応急対策活動</p> <p>第1 風水害に関する情報の収集・伝達</p> <p>2 気象注意報・警報・特別警報</p> <p><u>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル(危険度分布)」や「雷ノウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。</u></p>	<p>(P. 3 - 1 5 4)</p> <p>第2章 風水害・雪害応急対策</p> <p>第2節 警戒活動期の災害応急対策活動</p> <p>第1 風水害に関する情報の収集・伝達</p> <p>2 気象注意報・警報・特別警報</p> <p><u>熊谷地方気象台は、異常気象等によって県内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。</u></p>																								
<p>(P. 3 - 1 5 8)</p> <p>(1) 注意報・警報等の種類、発表基準</p> <p>イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 注意報・警報等の伝達</p> <p>ア 市の措置</p> <p>市長は、県等関係機関から注意報、警報、<u>特別警報</u>及び土砂災害警戒情報等の伝達を受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。(災対法第56条)</p> <p>(後段略)</p>	<p>(P. 3 - 1 5 6)</p> <p>(1) 注意報・警報等の種類、発表基準</p> <p>イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準</p> <p><u>■雨に関する市の50年に一度の値 [令和2年5月26日現在]</u></p> <table border="1" data-bbox="1632 1365 2611 1554"> <thead> <tr> <th colspan="5">地 域</th> <th colspan="3">50年に一度の値</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th>府県予報区</th> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた区域</th> <th>二次細分区域</th> <th>R48</th> <th>R03</th> <th>SWI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>埼玉県</td> <td>秩父地方</td> <td>秩父地方</td> <td>秩父市</td> <td>488</td> <td>128</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 注意報・警報等の伝達</p> <p>ア 市の措置</p> <p>市長は、県等関係機関から注意報、警報<u> </u>及び土砂災害警戒情報等の伝達を受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。(災対法第56条)</p> <p>(後段略)</p>	地 域					50年に一度の値			都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	埼玉県	埼玉県	秩父地方	秩父地方	秩父市	488	128	265
地 域					50年に一度の値																				
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI																		
埼玉県	埼玉県	秩父地方	秩父地方	秩父市	488	128	265																		

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧										
<p>(P. 3 - 159)</p> <p>3 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等</p> <p>■キキクル等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="305 499 557 531">種 類</th> <th data-bbox="557 499 1279 531">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="305 531 557 957">土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</td> <td data-bbox="557 531 1279 957">大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 957 557 1205">浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</td> <td data-bbox="557 957 1279 1205">短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1205 557 1640">洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td> <td data-bbox="557 1205 1279 1640">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1640 557 1850">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="557 1640 1279 1850">各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 (大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度) の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測 (解析雨量及び降水短時間予報等) を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 (大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度) の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測 (解析雨量及び降水短時間予報等) を用いて常時10分ごとに更新している。	<p>(P. 3 - 157)</p> <p>(追加)</p>
種 類	概 要										
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。										
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。										
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。										
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 (大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度) の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測 (解析雨量及び降水短時間予報等) を用いて常時10分ごとに更新している。										

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧
<p>(P. 3 - 160)</p> <p><u>4 早期注意情報 (警報級の可能性)</u></p> <p><u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。</u> <u>当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位 (埼玉県秩父地方など) で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位 (埼玉県など) で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p><u>5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報</u></p> <p><u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u> <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>(P. 3 - 161)</p> <p><u>6 記録的短時間大雨情報</u></p> <p><u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨 (1時間降水量) が観測 (地上の雨量計による観測) 又は解析 (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) され、かつ、キキクル (危険度分布) の「危険」 (紫) が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧
<p><u>7 竜巻注意情報</u></p> <p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</u></p> <p><u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p> <p>(P. 3-161)</p> <p><u>8 土砂災害警戒情報</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(P. 3-162)</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報の詳細情報</p> <p><u>インターネットを利用した情報提供として、埼玉県土砂災害警戒情報システムより土砂災害危険度を示した情報（1kmメッシュ）及び気象庁ホームページの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（1kmメッシュ））で確認できる。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(P. 3-157)</p> <p><u>3 土砂災害警戒情報</u></p> <p><u>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。</u></p> <p><u>埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(P. 3-158)</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報の詳細情報</p> <p><u>インターネットを利用した情報提供として、埼玉県河川砂防情報システムより土砂災害危険度を示した情報（1kmメッシュ）及び気象庁ホームページ、防災情報提供システムより土砂災害危険度を示した情報（5kmメッシュ）が発表される。</u></p>

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧																
<p>(P. 3 - 1 6 3)</p> <p>4 異常な現象発見時の通報 (1) 略</p> <p>前項の通報を受けた市長は、気象庁_____その他の関係機関に通報しなければならない。(災対法第54条第4項) 市長が気象庁_____に行う通報事項は、次のとおりである。</p> <p>■気象庁_____に行う通報事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象に関する事項</td> <td>著しく異常な気象現象 (例えば、たつ巻_____等)</td> </tr> <tr> <td><u>火山に関する事項</u></td> <td><u>噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象</u></td> </tr> <tr> <td>地震に関する事項</td> <td>数日間にわたり頻繁に感じるような地震</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	気象に関する事項	著しく異常な気象現象 (例えば、たつ巻_____等)	<u>火山に関する事項</u>	<u>噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象</u>	地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震	<p>(P. 3 - 1 5 9)</p> <p>4 異常な現象発見時の通報 (1) 略</p> <p>前項の通報を受けた市長は、気象庁<u>(熊谷地方気象台)</u>その他の関係機関に通報しなければならない。(災対法第54条第4項) 市長が気象庁<u>(熊谷地方気象台)</u>に行う通報事項は、次のとおりである。</p> <p>■気象庁<u>(熊谷地方気象台)</u>に行う通報事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象に関する事項</td> <td>著しく異常な気象現象 (例えば、たつ巻、<u>強いひょう</u>等)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>地震に関する事項</td> <td>数日間にわたり頻繁に感じるような地震</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	気象に関する事項	著しく異常な気象現象 (例えば、たつ巻、 <u>強いひょう</u> 等)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震
区分	内容																
気象に関する事項	著しく異常な気象現象 (例えば、たつ巻_____等)																
<u>火山に関する事項</u>	<u>噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象</u>																
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震																
区分	内容																
気象に関する事項	著しく異常な気象現象 (例えば、たつ巻、 <u>強いひょう</u> 等)																
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震																
<p>(P. 3 - 1 6 4)</p> <p>第2 消防法に基づく火災気象通報と火災警報 1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達 (1) 火災気象通報</p> <p><u>消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</u> 埼玉県知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市長に通報する。</p> <p>■火災気象通報の通報基準</p> <table border="1"> <tr> <td> <u>熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。</u> </td> </tr> </table>	<u>熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。</u>	<p>(P. 3 - 1 6 0)</p> <p>第2 消防法に基づく火災気象通報と火災警報 1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達 (1) 火災気象通報</p> <p><u>消防法に基づいて、熊谷地方気象台が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u> 埼玉県知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市長に通報する。</p> <p>■火災気象通報の通報基準</p> <table border="1"> <tr> <td> <u>気象状況が、次のいずれかの基準に達するか、達すると予想される時</u> <u>①当日の実効湿度が55%以下で最小湿度が25%以下</u> <u>②平均風速が11m/s(秩父地方では10m/s)以上、ただし、降雨、降雪中は除く</u> <u>③当日の実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、かつ、平均風速が10m/s以上</u> </td> </tr> </table>	<u>気象状況が、次のいずれかの基準に達するか、達すると予想される時</u> <u>①当日の実効湿度が55%以下で最小湿度が25%以下</u> <u>②平均風速が11m/s(秩父地方では10m/s)以上、ただし、降雨、降雪中は除く</u> <u>③当日の実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、かつ、平均風速が10m/s以上</u>														
<u>熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。</u>																	
<u>気象状況が、次のいずれかの基準に達するか、達すると予想される時</u> <u>①当日の実効湿度が55%以下で最小湿度が25%以下</u> <u>②平均風速が11m/s(秩父地方では10m/s)以上、ただし、降雨、降雪中は除く</u> <u>③当日の実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、かつ、平均風速が10m/s以上</u>																	

秩父市地域防災計画 新旧対照表 (追加)

新	旧
<p>(P. 3 - 1 6 7)</p> <p>第4 土砂災害対策活動</p> <p>1 土砂災害警戒情報の活用</p> <p>■土砂災害に関するメッシュ情報について</p> <div data-bbox="305 558 1249 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">▶ 大雨警報(土砂災害)は、大雨により災害が起こるおそれがあるときに発表されるもので、土壌雨量指数が警報基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表されます。警戒レベル3相当情報で、高齢者等避難発令の判断材料となります。▶ 土砂災害警戒情報は、土壌雨量指数が、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況を想定して設定した発表基準に、約2時間後に到達する予測がなされたときに発表されます。土砂災害警戒情報発表後から概ね2時間で命に危険を及ぼす土砂災害が発生する可能性があるというものです。ただし、雨量が予測よりも急激に増加した場合には、結果として約2時間後よりも早い段階で発表基準を超過することもあります。警戒レベル4相当情報で、避難指示発令の判断材料となります。</div>	<p>(P. 3 - 1 6 3)</p> <p>第4 土砂災害対策活動</p> <p>1 土砂災害警戒情報の活用</p> <p>■土砂災害に関するメッシュ情報の活用例</p> <div data-bbox="1590 558 2594 821" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">▶ 大雨警報(土砂災害)の基準は、要配慮者の避難に要する時間を確保するように設定されており、気象庁の提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「大雨警報(土砂災害)の基準を超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討します。▶ また、土砂災害警戒情報の基準を「予測雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、非常に危険な状況であるため、避難勧告の発令を検討します。▶ さらに、土砂災害警戒情報の基準を「実況雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、避難指示(緊急)の発令を検討します。</div>